

# 介護保険と

厚生労働省

## 福祉用具

加齢や疾病により身体の機能が低下した場合、

車いすや電動ベットなどの福祉用具を上手に活用することで、自立的な生活を行うことができます。

このパンフレットは、介護保険や身体障害者福祉法などの福祉用具に関する制度を紹介して、正しく利用して頂くために作成したものです。



### 相談窓口は？

#### 介護保険制度を利用する場合は？

居宅介護支援事業所等の介護支援専門員（ケアマネジャー）にご相談下さい。

※標準的な既製品では対応が困難な場合は、市町村の身体障害者福祉担当課が紹介されます。

#### 補装具給付制度を利用する場合は？

市町村の身体障害者福祉担当課にご相談下さい。

※個別に製作する必要があると思われる方は、身体障害者更生相談所等の判定により交付されます。なお、標準的な既製品で対応できる場合は、介護保険の相談窓口が紹介されます。



### 適切な福祉用具を選ぶには？

#### チェックポイント！

##### ■ 使う人の身体に合っていますか？

小さすぎる、または大きすぎて使いづらい、無理な姿勢を強いられる、身体に痛みが生じる……など

##### ■ 本人や介護者が無理なく操作できますか？

多大な力が必要、操作が煩雑である……など

##### ■ 福祉用具を使用できる環境ですか？

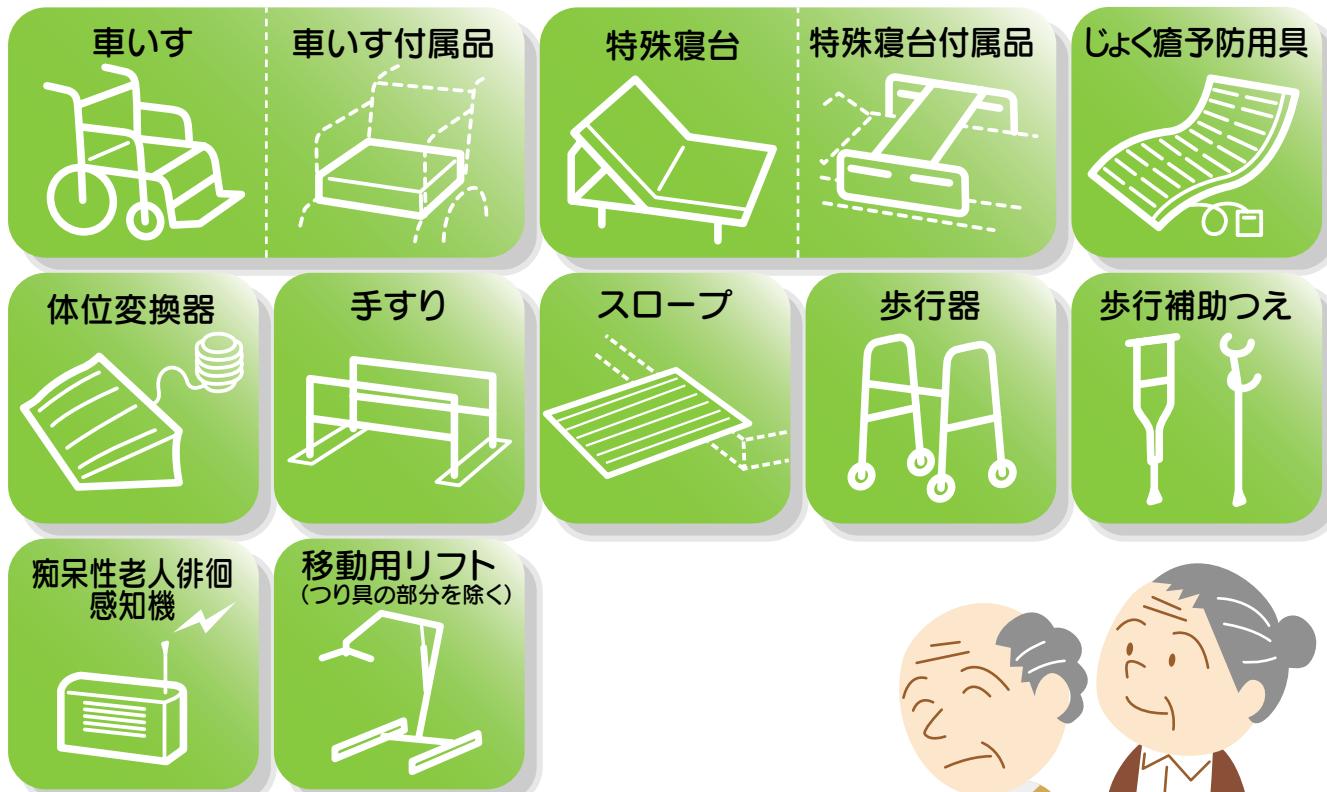
充分なスペースがない、段差がある……など

## ■介護保険で福祉用具がレンタル・購入できます

要介護認定または、  
要支援認定を受けた方が  
対象です。

介護サービス計画(ケアプラン)に  
おいて必要とされる福祉用具が  
貸与(一部は購入)されます。

### ■貸与(レンタル)の対象種目



### ■購入の対象種目



## ■介護保険の対象となる福祉用具のうち



については身体障害者福祉法でも補装具として給付されます

〈補装具給付制度〉

身体障害者手帳を  
持っている方が対象です。

身体障害者更生相談所等の  
判定により必要があると判断された  
場合には車いすなどが補装具として  
給付されます。

障害の状況により既製品を  
給付する場合と個別に製作  
されたものを給付する場合  
があります。



車いす・歩行器・歩行補助つえは  
どちらの制度を利用する?

どちらにも該当する方(要介護者または要支援者で、かつ身体障害者手帳を持っている方)は、「車いす」「歩行器」「歩行補助つえ」について標準的な既製品で対応できる場合は介護保険で福祉用具の貸与を受けることになります。

※ただし、更生相談所等により障害者の身体状況等に合わせて  
個別に製作することが必要と判断された場合には、補装具とし  
て給付されます。

